社会福祉法人　ダブルエッチジェー
指定放課後等デイサービス事業所　プチメビ

重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

１．事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人所在地	半田市椎ノ木町一丁目８番の１
電話番号	０５６９－２０－７７５５
代表者氏名	理事長　竹内　涼
設立年月	平成９年７月３日

２．利用施設

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	プチメビ
事業所の所在地	半田市椎ノ木町一丁目８番の１
連絡先	電話：０５６９－２０－７７５５　FAX：０５６９－２７－７４５５
管理者氏名	水谷　公治
児童発達支援管理責任者	水谷　公治
定員	１０名
指定年月日	平成２４年４月１日
事業所番号	２３５８２００９１
事業所が行っている他のサービス	指定生活介護事業

３．事業所の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下、「事業者」という。）が設置するプチメビ（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支援決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	①　事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②　指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 ③　前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。

４．通常の事業の実施地域

（１）半田市、常滑市、武豊町

（２）通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある

５．営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日及び理事長が認めた特別休暇を除く。 午前９時３０分から午後６時３０分
サービス提供日及びサービス提供時間	通常　：　午後２時３０分から午後５時３０分 ・学校行事等で終業時間が早まった場合、学校終了後から午後４時 ・卒業後から春休み開始までは、午前１０時から午後４時 学校休業期間　：　午前１０時から午後４時 ・非常事態等による長期臨時休校の場合、午前１０時から午後２時３０分

６．職員体制

管　　理　　者	常勤１名 　管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤１名 　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも６ヶ月に１回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
保　　育　　士	１名以上 　個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
児　童　指　導　員	１名以上 　個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
指　　導　　員	１名以上 　個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

　当事業所では、子ども家庭庁の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

７設備の概要

　当事業所の施設整備の概要は以下のとおりです。

施設設備の種類	室数	備　考
指　導　訓　練　室	１室	２階
多　　目　　的　　室	１室	１階
相　談　室　兼　医　務　室	１室	１階
多　　目　　的　　室	１室	３階

８サービスの内容

（１）　日常生活における基本動作の訓練

　　毎日の生活リズムを身に付けることを訓練します。日中の活動は、楽しく体を動かすことをします。

（２）　集団生活の適応訓練

　　集団遊びなどを通じ、自律（自立）性を高める訓練を実施します。

（３） 創作的活動

お絵描き・おもちゃ工作等の創作活動を行います。

（４） 必要な介助

放課後等デイサービスでの活動等を行うときに必要な介助を、ご利用者のご希望及び利用児童の心身等の状況に応じて行います。

（５） 音楽療法

音楽を通じて、リズムに合わせて楽しく体を動かしたり楽器に触れながら、集団的行動・身体的機能訓練や心身の向上を促します。

（６） 送迎サービス

送迎サービスのご利用については、相談のうえ事業所の送迎計画上で可能な範囲での実施となります。

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

９．利用料金

（１）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（子ども家庭庁長官の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（２）上記（１）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（３）事業者は、上記（１）及び（２）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所決定保護者に対してその額及び内訳を通知するものとします。

（４）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

（ア）創作活動に係る材料費　　１回につき実費

（イ）給食サービスの提供に係る食事代　　１食あたり６５０円

（ウ）おやつ代　　１食あたり５０円

（エ）その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者が負担することが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（１）から（４）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

（５）利用料金は、１ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までにお支払いください。

10．サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を

行わないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

（１） 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	選任あり

（２） 成年後見制度の利用を支援します。

（３） 苦情解決体制を整備しています。

（４） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

（１） 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	ー ー

（２） 緊急連絡先

連絡先 ①	氏名： 続柄： 所在地： 電話番号： ー ー

（３）事業所の協力医療機関

医療機関名	間瀬医院	診療科	内科、小児科、循環器内科等
所在地	愛知県半田市吉田町５－５８		
代表者	間瀬 武則	電話番号	０５６９－２７－５１６６

上記の他、緊急時は半田病院救命救急センターへ搬送します。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に２回以上、避難・防火訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	水谷 公治

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業所は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定

保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前９時から午後５時です。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

（１）当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者：担当の職員 苦情解決責任者：水谷 公治 受付日：月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－２０－７７５５ ＦＡＸ：０５６９－２７－７４５５
第三者委員	監事：藤牧 実 電話番号：０５６９－２９－１７８７ 碧南地区：三枝　寿也 電話番号：０５６６－４１－１２３２

（２） 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

半田市役所 子育て相談課	所在地：愛知県半田市東洋町２－１ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－８４－０６５７ ＦＡＸ番号：０５６９－８４－０６１０
常滑市役所 こども課	所在地：愛知県常滑市新開町４－１ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－４７－６１１３ ＦＡＸ番号：０５６９－３５－４３２９
武豊町役場 子育て支援課	所在地：愛知県知多郡武豊町長尾山２ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－７２－１１１１ ＦＡＸ番号：０５６９－７２－１１１５
知多市役所 子ども若者支援課	所在地：愛知県知多市緑町１番地 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６２－３３－３１５１

	ＦＡＸ番号：　０５６２－３２－１０１０
美浜町役場 福祉課	所在地：愛知県知多郡御浜町河和北田面１０６番地 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－８２－１１１１ ＦＡＸ番号：０５６９－８３－０７５５
愛知県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：愛知県名古屋市東区白壁一丁目５０ 受付日：月曜日から金曜日 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５２－２１２－５５１５ ＦＡＸ番号：０５２－２１２－５５１４

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１）損害保険会社名　　ＡＩＵ保険会社名

（２）損害保険の種類　　普通傷害保険

（３）損害保険の内容

① 対人賠償保険　　３００，０００，０００円

② 通院保険金日額　　５，０００～３０，０００円

③ 入院保険金日額　　１０，０００～５０，０００円

④ 死亡・後遺症保険金　　１００，０００円

18.　第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施は以下の通りです。

実施の有無	有　・　(無)
実施した直近の年月日	
実施した評価機関名	
評価結果の開示状況	